R7.07



納税証明書はスマホで\請求・受取/できます!

納税証明書（PDF）は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、
簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット1 いつでもどこでも! スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!



メリット2 手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット3 期間内※であれば 何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン

メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方
https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginIndividual

法人の方
https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/loginCorporate

step 2 電子申請

必要事項を入力して送信

マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note をご確認ください。



マイナンバーカード が必要です!

デジタル庁 公式noteはコチラ

step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
手数料の案内が格納されます。

インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF) をダウンロードできるようになります。

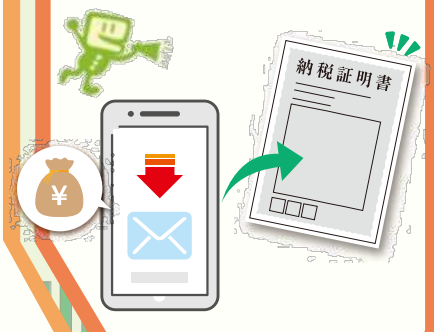

留意点

ご利用に当たっては、納税者本人（法人の場合は代表者本人）のマイナンバーカードが必要です。
スマホを利用した納税証明書（PDF）の請求は、本人（法人の場合は代表者本人）のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。
代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。

国税庁 国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp/

詳しい手続の仕方はこちらから
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1　オンラインで請求後、窓口で受取

step 01

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し、作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

step 02

税務署窓口で本人確認

本　人
- 本人確認書類（運転免許証など）※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

代理人
- 委任状
- 代理人の本人確認書類（運転免許証など）※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1　本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。
※2　個人の方の請求の場合、必要です。

step 03

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円

オンライン請求なら 手数料がおトク!!

step 04

納税証明書の受取

方法2　オンラインで請求後、郵送で受取

請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。
※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、
納税証明書が取得不要の場合があります！

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)がご利用いただけます。
詳しくは、国税庁ホームページ内「納税情報の添付自動化について」をご覧ください。

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/tenpu_jidouka.htm

令和7年6月現在において、納税情報の添付自動化が利用可能な手続は、以下のとおりです。
- ■ 物品の製造・販売等の入札参加に係る統一資格審査申請
- ■ 建設業許可申請、経営事項審査申請（国土交通省）